

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年8月25日（月） 13時28分開会 14時44分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀（欠席）・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 町 長：辻 康裕、副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也
教育長：山下 勇、社会教育課長：安ヶ平宗重
- 6 議 件
 - (1) 町長からの申し出事項について
 - ①第5回定例会について
 - ②野外体育施設における除草剤の使用について
 - (2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ①9月定例会議案の審議方法について
 - ②審議日程の見通しについて
 - ③模擬議会について
 - (3) 議員会会長からの報告事項について
 - ①西部4町議会議員PG大会について
 - ②議友会との交流（議員会事業）について
 - ③議員会視察研修について
 - (4) その他
 - ①今後の日程について
 - ②十勝町村議会議長会議員研修会
 - ③その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:28】

(1) 町長からの申し出事項について

①第5回定例会について

山下議長：時間少し早いですが、皆さんおそろいなので進めてよろしいか。それでは、全員協議会を開催する。最初に町長からご挨拶をさせていただきます。

町長(辻 康裕)：皆様お疲れ様です。本日は9月定例会の予定議案等について説明をさせていただきます、皆様どうぞよろしく願います。

山下議長：それでは次第に載っているように、第5回定例会について、①番目、執行側から説明を求めたいと思う。願います。副町長。

副町長(西田史明)：それでは9月定例会の予定議案等について説明をさせていただきます。配布している議案書をご覧いただきたいと思う。まず報告議案2件を予定している。決算関連で地方財政健全化法の規定に基づく報告となる。報告第3号として、健全化判断比率の報告、報告第4号として、資金不足比率の報告について、それぞれ算定表及び監査委員の意見書を添付して報告するものである。次に、令和6年度の決算認定の議案となる。認定第1号の一般会計から第6号の下水道事業会計までの6会計について、決算書のほかに資料として主要政策成果表を配付している。続いて、議案第51号から第54号までは、条例の一部を改正する条例の提案となる。提案理由としては、それぞれ大元となる法律等が改正されたことによる改正となる。議案第51号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙に準じて改正するものとなる。議案第52号清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正する条例及び議案第53号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業法の改正に伴う改正となる。議案第54号、町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによる改正となる。次に、議案第55号から58号までについては、一般会計含む4会計の補正予算となる。慣例により、一般会計についてのみ説明をさせていただきます。それでは、議案第55号、令和7年度清水町一般会計補正予算第5号の設定についてご説明をさせていただきます。総額に3億6,552万2,000円を追加し、それぞれの総額を98億1,034万1,000円とするものである。それでは、9ページをお開き願う。歳入よりご説明する。10款、地方特例交付金は、交付金の決定に伴い15万8,000円の追加である。11款、地方交付税は、普通交付税の決定に伴い、2億519万9,000円の追加である。15款2項3目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉総務費補助金291万6,000円の追加は、令和8年度に開設予定であるこども家庭センターの開設準備経費に係るものである。13節、社会福祉医療費補助金172万7,000円の追加は、道内医療機関において福祉医療に係る資格情報等をマイナンバーカードにて確認できるよう福祉医療システムを改修する経費に係るものである。4目、衛生費国庫補助金92万7,000円の追加は、妊婦支援給付に係る健康管理システムを開始する経費に係るものである。10ページに参る。16款1項1目、民生費道負担金1,000円の追加は、過年度分低所得者保険料軽減事業負担金の確定によるものである。2項2目、民生費道補助金72万9,000円の追加は、令和8年度に開設予定であるこども家庭センターの開設準備経費にかかるものである。

4目、農林業費道補助金、6節、町有林整備費補助金10万5,000円の減額は、林地台帳の精度向上に活用予定の補助金がメニューの対象外となったことから、予算措置がされなくなったことによる減額になる。11節、畜産業費補助金990万円の追加は、再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農業を実現するとともに、資金の地域外流出防止を図る計画を策定する費用として計上したものである。17款1項2目、利子及び配当金100万8,000円の追加は清水町森林組合出資配当の確定によるものである。11ページに参る。18款1項2目、特定寄付金12万3,000円の追加は寄附2件によるものである。20款、繰越金は令和6年度の決算確定に伴い、1億4,293万9,000円の追加である。12ページに参る。歳出の補正である。2款1項1目、一般管理費70万7,000円の追加は、町振興企画提案及び企業誘致、意見交換等に係る普通旅費となる。3目、財産管理費400万円の追加は、町民バス老朽化に伴う代替措置に係る貸切バスの借上料となる。3款1項3目、老人福祉費1,000円の追加は、過年度分低所得者保険料軽減事業負担金の確定に伴うものである。4目、障害福祉費1,172万2,000円の追加は、自立支援給付費及び障害者医療費の過年度負担金の確定による返還金の補正となる。13ページに参る。10目、社会福祉医療費345万4,000円の追加は、歳入側でもご説明したが、道内医療機関において、福祉医療に係る資格情報等をマイナンバーカードにて確認できるよう福祉医療システムを改修するものである。13目、高齢者世帯等生活支援給付金費1,378万8,000円の追加は、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、生活保護世帯、合わせて1,300世帯へ1万円を給付し支援するものである。詳細については、別添資料、事業番号01番となる。14ページに参る。2項1目、児童福祉総務費、10節、需用費から17節、備品購入費までの437万6,000円の追加は、歳入側でもご説明したが、令和8年度に開設予定である、こども家庭センターの開設準備にかかる経費となる。詳細については、別添資料の事業番号02になる。22節、償還金、利子及び割引料31万9,000円の追加は、過年度子どものための教育保育給付費負担金の確定による返還金の補正である。2目、保育施設運営費142万9,000円の追加は、過年度子ども子育て支援交付金の確定による返還金の補正である。6目、児童療養療育支援費32万9,000円の追加は、過年度障害者医療費負担金の確定による返還金の補正となる。15ページに参る。4款1項1目、保健衛生総務費27節10番、国民健康保険特別会計繰出金2,674万5,000円の追加、27節12番、後期高齢者医療保険特別会計繰出金153万1,000円の減額については、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の補正となる。18節13番、北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金1,672万4,000円の追加は、負担金の確定によるものである。18節16番、帯広厚生病院運営費補助金6万円の追加は、帯広厚生病院運営費補助要綱に基づく市町村負担金の確定負担額の確定によるものである。16ページに参る。2目、保健予防費、12節委託料139万1,000円の追加は、歳入側でもご説明したが、妊婦支援給付に係る健康管理システムを改修するものである。22節、償還金、利子及び割引料22万円の追加は、過年度疾病予防対策事業費等補助金等の確定による返還金の補正となる。6款1項4目、畜産業費990万円の追加は、歳入側でもご説明したが、再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農業を実現するとともに、資金の地域外流出防止を図る計画策定にかかるものである。17ページに参る。2項2目、町有林整備費は特定財源内訳のみの補正である。7款1項1目、商工振興費、18節、負担金、補助及び交付金236万円の追加は、7月発行商品券が予定よりも多数の申し込みがあったことから、発行組数を追加するものである。詳細については、別添資料の事業番号03となっている。22節、償還金、子及び割引料32万2,000円の追加は、過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定による返還金の補正となる。18ページに参る。8款2項1目、道路維持費146万円の追加は、道路補修用切込砂利の単価上昇と、7月1日の大雨による使用量増加に伴う追加となる。3目、道路新設改良費3万9,000円の追加は、美蔓11号道路用地の購入に係るものとなる。9款1項2目、消防団費15万3,000円の追加は、御影消防団車両の小型動力

搬ポンプ積載台座等の修繕にかかるものとなっている。10款4項3目、文化市会館費66万円の追加は、文化センターの地下タンクにおける湯面計ゲージ故障によるものである。19ページに参る。4目、図書館・郷土資料館費2万3,000円の追加は、図書購入費として1件の特定寄附を受けたことによる追加となっている。5項2目、体育施設費3,630万円の追加は、アイスアリーナ冷却機故障による追加である。今年に入りまして冷却器が故障して、冷却器の一部が動いていない状況となっている。現状本来の75%の能力で稼働しているが、夏場の暑い時期等には、かなり運営時間開設時間を減らしながら調整して製氷をしている、対応しているところである。来年の4月から6月の休業期に修繕、切り換え工事をしたいと考えている。令和8年度までの2か年工事となる。総額で9,075万円となって、令和7年度の出来高予定分として3,630万円の計上となる。残った残額の5,445万円は債務負担行為を設定させていただきたいと思う。続いて、13款2項1目、基金費は2億3,057万1,000円の追加である。令和6年度決算余剰金と今回の補正予算調整額としての積立金の補正となる。4ページに戻る。先ほど説明した第2表を債務負担行為補正の追加となる。アイスアリーナの冷却機更新事業である。故障によって更新をするものである。令和8年度までの2か年工事となることから、債務負担行為を設定するものである。限度額については5,445万円となっている。5ページへ参る。第3表、地方債の補正変更となる。高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線機器更新事業の起債の目的を過疎対策事業から緊急防災減災事業に変更するものである。過疎対策事業の起債発行限度額を3億9,370万円、緊急防災減災事業の起債発行限度額を3,790万円に変更するものである。以上、一般会計補正予算第5号の説明とさせていただきます。議案書に戻って、続いて、議案第59号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第60号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第61号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、それぞれの組合規約が変更されたことによる変更となる。続いて、議案第62号人事案件である。清水町教育委員会委員の任命についてであるが、現在1期目の佐藤朱美委員について、再任をいたしたく、今回提案するものである。任期については、令和7年12月20日から4年となる。続いて、議案第63号清水町監査委員の選任についてであるが、現在、飯野代表監査委員が任期である令和7年9月30日をもって勇退されるということから、後任としまして、清水町北1条5丁目にお住まいの佐藤秀美氏を選任するものである。任期は令和7年10月1日から4年となる。最後に、議案第64号、物品の取得について議決が必要な契約となる。内容としては、概ね5年で更新している両小学校のコンピューター機器の更新となる。北海道市町村備荒資金組合の資金制度を利用したものとなっている。以上、予定議案の説明とさせていただきます。そして、追加議案として予定2件ある。1件目については、名誉町民の提案ということになる。今後、名誉町民審査委員会を経て、補正予算とのセットで、提案をさせていただきたいと考えているところである。2件目については、既に議決をいただいている契約案件について、金額変更があったので、提案とする。御影3丁目西道路歩道改修工事の第2工区において、縁石の再利用を考えていたが、再利用できないものがあって、そのリサイクル経費等について、変更となったので、提案をさせていただきたいと思う。以上である。

山下議長：只今、第5回定例会の議案について副町長から説明があった。本会議の質疑にはなるけれども、ここで確認したい事項あったら質疑をお願いする。何か確認したい事項はあるか。よろしいか。

(「なし」という声あり)

山下議長：それでは、第5回定例会の議案については終了する。説明関係の入れ替えがあるので、ここで休憩をする。

【13：48（教育長・社会教育課長入室）】

【13：49】

②野外体育施設における除草剤の使用について

山下議長：それでは再開をする。②番目、野外体育施設における除草剤の使用について、説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長(安ヶ平宗重)：このたびの野外体育施設における除草剤の使用について、ご説明をさせていただきます。本件については、野外体育施設である有明公園多目的広場のソフトボールグラウンドと町民野球場のグラウンドにおいて、指定管理者により雑草の繁茂抑止を目的として、除草剤の使用散布が行われたものである。散布日は、有明公園多目的広場ソフトボールグラウンドは令和7年7月28日、町民野球場は令和7年8月4日で、薬剤はラウンドアップマックスロードである。令和7年8月4日に社会教育課で除草剤の使用を確認したため、8月6日に指定管理者に、除草剤の使用に係る町の方針を説明したうえで、使用の即時中止を指示したところである。当該除草剤は農薬取締法上の登録を受けている農薬として一般に使用されている吸収移行型の除草剤で、環境への負担が低いとされている。また、除草剤成分の土壌への残留期間については、メーカーでは散布後1時間以内に土の粒子に吸着し、約3日後には半減し、その後消失するとされているが、他の県で行われた土壌調査結果では、2日後には半減して、36日後には概ね分解されるとの結果であった。当該除草剤は人体への急性毒性などはないものとされているが、教育委員会としては、町民や施設利用者の安全性を考慮し、他の県で行われた土壌調査結果を参考として、不特定の子どもが立ち入ることができる有明公園多目的広場ソフトボールグラウンドについては、9月1日まで立ち入りを制限し、申請者だけが利用できる町民野球場については9月8日まで注意喚起して使用していただいている。公共施設管理における除草剤の使用については、町ではできるだけ使用しない方法を方針としているが、委託事業者にはこれまでも口頭での指導のみで、業務仕様書等での指示が不十分であったため、改めて業務仕様書を改善し、除草剤を使用しないことの指導を徹底して参る。以上、野外体育施設における除草剤の使用についての説明とさせていただきます。

山下議長：教育委員会から説明があったところである。特に質疑があれば、質疑を行いたいと思う。

中島議員：これは議会のほうで報告があるという理解していいか。この場で今説明したから、この件についてはここで終わらせるという考えなのか、それを確認しておきたいと思う。

社会教育課長：議会での報告は、今現在、議会での報告は予定していない。

中島議員：議会に報告の必要なしというのは、その根拠がわからないのだけでも、今課長の説明を聞いたら、どうもこの除草剤を撒いたのは決して悪いことではないというふうに聞こえる。指導が悪かったから撒いた。そういうふうに聞こえたので。あえて議会で報告するかということ聞いたのだが。これ、もうすでに委託契約をしている。その中に、委託業者は除草剤を散布する予定で見積もりしているということなので理解していいのか。

社会教育課長：委託の協定書の中において、特に仕様書においては除草することということで明記しているが、除草剤を使用してはならないとは明記はしていなかった。なお、除草に係る経費については、人件費として積算して提示しているところである。

中島議員：なんか理解できないのだけど、今、委託契約するときの中身、実際に除草剤を撒くのと、機械を使っているか手でするかかわからないけど、草刈をする、この費用の違いというのは、担当課で把握しているのか。

社会教育課長：除草剤を散布した面積については、有明公園、そして野球場ともに、面積割にすると約10%の面積になっている。もちろん、毎週、それぞれ草刈なり芝刈りなりしているところだが、散布箇所以外での管理作業もあることから、経費の比較や算出というのは難しいと考えている。

中島議員：算出の根拠が難しいというのは理解できないのだけど。だから、結局は委託契約するとき、言っていたとか言っていないとかではなくて、実際にどういう手法によってやるかということ、その時点で仮定になるけども、見積もりの中で計算基礎になるはずなのだが。ここで今課長が面積いくらだとかと言ったけどそうではなくて、その部分で草を刈っていくときと、除草剤を撒いたときの費用はどういう差が出るかということを知っている。

社会教育課長：毎週、それぞれ芝刈り、草刈、そして、グラウンドの整備などを行っている中で、その一部としてグラウンドの除草というのももちろん、仕様の中に入っている。その部分を実際にどのぐらいの時間がグラウンドの草刈にかかる時間かということを出すのが、今なかなか困難だと思っている。そこで、面積割にしたら約10%、作業時間全体のうちの10%程度がその作業時間にかかってくるというふうに今考えている。

中島議員：どうも、内容的に理解しづらい。今、毎週草を刈っているのだと。そうすると、毎週草を刈ったら、その面積が出れば今10%程度と言うが。結局は、これ約1か月余り除草剤を撒いたことによって草刈しなくていいわけである。ということは、3回ないし4回草刈りをしなくていいとなる、その部分は、そこで費用の差が出てくるのは、金額的に契約違反ではないのか。知っていたとか、知らなかったとかなどそんな次元の話ではない。契約したら契約した中の金額がそこで出てきているわけだから。その金額が妥当かどうかになってくるのだと。ただ言ってなかったから。業者が悪いのではない。教育委員会がどうのこうのと。責任も教育委員会が持っているから問題ないのだと。そんな説明にはならない。契約とはそういうものではない。建設課長方々に、ものをやる時に聞いてご覧なさい。契約というのはものすごく重要なものであるから。それを教育委員会が徹底していなかったから、やっても仕方なかったなんていう説明は違う。撒いたのは誰か。教育委員会が言っていなかったから撒いたのか。内容や流れがちょっとわかんないのだけど、柵してあったから、なんで柵してあるのだという話を聞いたら除草剤だった。結局は、契約したものに従ってやっているかどうかをチェックするのが発注元である。それを相手側に立ってものを考えて、教育委員会がそういうときに言っていないでしたなんて、そんな言い訳はない。違うような気がする。ということは、裏返せば、契約時点で内容をきちんと精査して金額を決めて契約しているのだから、それが金額に差があったら増えれば当然出してあげるべきである。妥当なものであれば。だけど、今回どちらが高いか安いかわからないのだけど、足りなければ当然契約しているものから見て、費用が予定以上にかかったら出してあげるべきである。これは業者に負わ

すものではないから。もしそういう指示したとしたら、費用が高くつくのなら、その辺はきちんと。どちらがどう言ったから、こう言ったから教育委員会にも責任があるなんて説明はおかしい。そんなことより、契約した費用と妥当かどうかということ本来ここで言うべきである。議会で出さないと言うから、この場でしつこく、逆に言うと聞きやすいのだが。その辺について、そういう話題というのではないのか。全ての面で、他でも感じているところはあるが。今1週間でも草を刈ってそのまま置いてあるところある。刈ったものを処理しないで。それも指示していないから置いてあってもいいわけか。今まで見たことない状況があつて、わざわざ行ったわけではないけど、道路を通ったら、あれと思うところあるのだけど。だから多分、今まで草を刈った後、草を刈ったまま置いてあつたというのは見たことないものだから、変わったのかなど。そのまま刈ってそのまま終わってほつとくのと、それだって金に関わるわけである。刈つてある程度に置いて、2、3日おいて乾いてから投げるのと、費用が違う。そういう監督する人間はそういうところを見なかったら。あの程度ならいいかなど、それは、そういうものではないのだろう。契約をきちんとしているのだから。だから、それはやはり徹底して。どちらにしたって町民のお金だから。業者にしても町民にでも出すものは出す。その代わり、内容と違うものであれば減額するなら減額する。こういうものが伴ってこなければならぬのではないかと思うのだけど。その辺はどうも考えてないようである。その辺について、監督者であり、担当課としてどういう判断でこれを取り組んで来たのか、私としては理解できない。

社会教育課長：契約いわゆる仕様書であるけれども、先ほど申し上げたように仕様書上において、除草は契約上に入っているが、そのやり方についてどうこうというのが詳しく指示なかったものである。今ここで役場のほうで考えていた除草の方法はこういう方法だよと、あとは口頭でしかなくなってしまふ。その点においては、仕様書を改善して、このような方法でやりなさいというふうにして謳っていくところである。また、その集草なり除草の方法については、前業者のほうから、そのやり方というのを聞いて、要は引き継いだ形でやっていくのをまず基本として、今年4月になってから、新しいところに話をしていたところである。費用の関係について比較算出は確かに難しいところであるけれども、毎年3月に精算行為を行っているが、その精算において、協定書をさらに精査した上で、検討して参りたいと思う。

中島議員：精算のときというか年度末にということであるが、これ年度末まで待たなくても現時点でもう答えているわけである。精算のときにこれだけ減額する、増額するとういう説明が今既にこの状況がはっきりしているのだから、できると思う。あともう1つ、結局そういう、今現実にはやって実際に終わっているわけだから、だからそれは答えをある程度、今の段階ですぐに出せると思う。それと、実際に今の仕様書、課長の話から聞いたら、今後除草剤を使うことを認めるということ仕様書に入れるということで理解していいのか。

社会教育課長：除草剤を使用しないでやるというふうにして改善していく。

中島議員：また後で直接聞く。除草剤を使用してはならないと書き入れなかったら、書いてないこと以外は何をやってもいいのだということではないでしょう。除草剤をどうしても使うのだったら、事前に協議があつてしかるべきでしょう。内容に除草剤とは書いてないのでしょう。今現在だったら、それを使うのなら事前に協議するのは当たり前ではないのか。使った後で、教育委員会が来年度から使つてはいけないと書くなつて、これは違うでしょう、契約というのは。だから、契約に則つてということなのだから、則つてということは書いてないことはやってはいけないのだから。どうしても、その方が利便性があつて、何らかの大きなメリットがあるのなら、協議しなければならない

いはずなので、先に、書いていないから使えたというのは、これ自体やはり契約そのものから見たら、違うのではないかと。流れからいくと、業者をかばっているというか、業者の側に立った物の発想をしているけど、発注者にも立場があるわけである。だから、その辺を逆に言うと、今課長の言った業者の立場を理解しようとするのもこれも大事である。全てのいろいろな約束事を実施するには、役所だから何でもありきではこれはまずい。やはり決められたことの中でお互いに切磋琢磨してくというのは絶対必要なのである。業者だって同じである。それを、全部教育委員会がここで言うを書いていなかったから仕方ないで済ますということにはならない。書いてないことをやってはいけないということ。どうしてもやるとしたら、それを発注側にもメリットがあり、発注側ということは町民にもメリットがあり、そして、施行する人にもメリットがある場合に変えるというのが一般的だと思う、契約途中で、それを書いていないから悪かったのでは違うでしょう。書いてないことをやってはいけない。それは、事前に協議しなければだめである。いい方法であれば、変えることは構わないのである。何もやらないで、教育委員会が指示してなかったからやってしまったのだということは、大きな間違いだと思う。その辺をこれで終わる。あと、いろいろあるけど、直接お話させてもらいたいと思う。

社会教育課長：今、中島議員からご意見いただいたことを、もう一度考えをまとめて対応していきたいと思う。なお、除草剤については、過去、議会の答弁の中で、今後、町においては除草剤を使用しない方法でやっていくという答弁がされたのが記憶にあるので、そういう意味で、今回社会体育施設であるけれども、それ以外にアイスアリーナとか、そういった施設もあるので、そういった業者委託業者に向けても、きちんと町の方針はこういう方針だと、その上でどうしても使用しなければならない状況であれば、事前に協議することとか、そういったようにしていかなければならないと思っている。今の段階においては、町の方針としては、除草剤を使用しないという方針を、きちんと仕様書に明記すべきであったと、過去の議会答弁を持って発言した。

桜井議員：1つ確認をしたいのだけでも、利用制限を2つともかけているのだけど。これについては、町民に対してどのような注意喚起なり、制限の内容を伝えたのか。そこら辺を確認したいが。

社会教育課長：有明公園の多目的広場については、利用制限ということで縄を張って、注意書きで立ち入れないようにとしている。この期間、ソフトボールは、9月1日までであるが、多目的グラウンドについては、7月後半から9月まで利用の申請がないところであった。あえてメーカーなり各他県の土壌調査を見ても、散布した直後はもちろん駄目であるけれども、2日後・3日後になったら人体への影響がないと表示されていたので、いたずらに広く周知して、不安を煽るよりは、も安全を考えた上で、約1か月間を制限と判断したところである。

桜井議員：特別、何かの形で町民に知らしめるようなことはしていないということでもいいか。

社会教育課長：はい。その通りである。

川上議員：確認であるが、仕様書の中では、草刈は例えば毎週するだとか、そういうような明記とかはなかったのか。というのは、きちんとやっていれば、除草剤を使う必要はないはずだということは、逆を考えれば、きちんとされてないのかなど。それは仕様書違反でないのか、契約違反であるかと捉えることも考えられるのではないかと思うがいかがか。

社会教育課長：野球場については、毎週何曜日か忘はれたが、毎週1回、午後の時間で草刈や施設の草刈、そして芝刈りを行うように、前の指定管理者のほうから聞いているのでその通りのパターンでやってもらっている。有明公園多目的広場全体についても、週に1回、1日かけてやっているということであるので、その通りの間隔でやっていただいているところである。しかしながら、野球場、そして有明公園全体であるけれども、なかなか私のほうも行って見ており、なかなかしかりとできてないという状況がある。そこについては都度、私のほうから指定管理者のほうに改善を求めているところである。

山下議長：他に質疑ないか。

（「なし」という声あり）

山下議長：それでは、これに関しての質疑を終わらせていただく。町からの申し出事項①②にと終わるが、よろしいか。

（「よろしい」という声あり）

山下議長：それでは町長とそして教育委員会の申し入れ事項は終了させていただく。ここで休憩をする。

【14：16（執行側退席）】

【14：17】

（2）議会運営委員会からの報告事項について

- ①9月定例会議案の審議方法について
- ②審議日程の見通しについて

山下議長：それでは、再開をする。議会運営委員会からの報告事項に移らせていただく。

議運委員長(橋本晃明)：それでは、9月定例会の議案の審議方法について報告をする。9月定例会議案については、決算審議、条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審議をすることとした。審議日程の見通しについてであるが、第5回議会定例会は、9月4日から22日までの19日間である。9月4日の初日は、先ほど執行側から説明あったけれども、報告議案については2件。それから、議会関係議案等では、総務産業・厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告がある。本会議終了後に総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会を開催する。9月5日から9月9日まで休会して、総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会の開催予備日は11日まで設定するかもしれない。9月10日・11日が一般質問。ここについては、通告者数により変更がある可能性がある。11日の一般質問の終了後に全員協議会を予定していて、決算審議の進め方ほかについて議題とする。9月12日から15日は休会とする。9月16日（火）、17日（水）に令和6年度一般会計以下6会計の決算審議を行う。9月18日（木）から21日（日）までを休会して、もし決算審査が長引けば9月18日は予備日という形になる。9月22日（月）が最終日で、補正予算、一般会計以下4会計の議案55号から58号まで、条例の一部改正が4件あり議案第51号から54号まで、その他の議案4件は、議案第59号から61号、そして64号になる。人事案件が2件あって62号と63号である。意見書を1件予定しているが、これについては現在未定ということである。それから、所管事務等の調査の申し出があると予定している。議員の派遣については3件を予定している。先ほど執行側からあった追加議案については3件、1

つは名誉町民に係る議決、2つ目が名誉町民称号贈呈に係る補正予算、3つ目が工事請負契約の金額の変更についての議決で、これらについては最終日に追加をする。なお9月11日の全員協議会において説明があるということである。なお、最終的に、審議日程については、8月28日の議会運営委員会で確定をしたいと思っている。以上である。

山下議長：只今、議運委員長から9月定例会の審議方法、日程等について説明があったところである。質疑はないか。

(「なし」という声あり)

山下議長：質疑なしということで9月の定例会は、只今、報告のあった日程で進めたいと思うので、ご協力の程よろしく願います。それでは、審議日程の見通し、②番目も終わった。

③模擬議会について

山下議長：③番目、模擬議会について、議運委員長から報告をお願いします。

議運委員長：模擬議会について報告をする。先の議運において次のとおり決定をしたので協力をお願いします。参加生徒は13名の予定である。今後の日程については、皆様のところにカレンダーは行っているか。それを見ていただきたいと思うが、9月2日(火)に事前学習の1回目、これは議運で対応する。それから9月30日(火)事前学習の2回目、これは一般質問の精査で、全議員でお願いします。火曜日となっているが、これは高校側で火曜日にその授業があるということで火曜日となっている。10月7日(火)に一般質問通告を行って答弁書の期限は10月20日である。10月28日(火)がリハーサルで、答弁書に対する再質問の検討など、これは全議員である。11月4日(火)が模擬議会の本番で、この日は9時から12時までということで、全議員が出席で執行側が答弁をするという形になる。11月11日(火)に事後学習ということで反省会、これについては議運で対応するというので、ここは前回に比べて追加された部分、それから9月30日(火)の全議員で当たる部分が新たな取り組みとして追加されたと思う。そういうことである。日程については以上である。

山下議長：只今、模擬会の進め方について説明があったところである。今回全員のほうに協力していただく部分が増えた部分もある。また議運として最後に、反省会、事後学習を行うという部分も追加されたところである。模擬議会について特に質問等あったらお伺いしたいと思う。

鈴木議員：高校生13名とお聞きしたが、班編成的にはまた去年と同じ3班ぐらいか。

事務局長(大尾 智)：4班である。

鈴木議員：4班。一昨年は3班、2班だった時もある。そんなところもあって全員だけど、あまり議運のメンバー以外の委員がやることはない。これ、改めて提案するけど議運でやられたらいかがか。協力はするけど、全ての日程において、そんなに何人も、1班に2人も3人もついても、正直言って意味ないと思っている。それでも、どうしても行く必要があるなら行くけど、あえて言うならば役割がほとんどないので。最終的には一応行くが、私的には役割がないのだったら議運でやればいいのかではないというふうに、正直言ったら、ずっとこう去年、一昨年と思っているのだけど。他の委員が行く今回9月30日に1回新たな取り組みがあるけど。議運以外のメンバーが話す機会が

ない。別に話したいから行かせてほしいと言っているわけではないけど、特に役割がないのであれば。前回の実はそれ、そういうふうに思ったのがこの前の議会モニター会議のときも参加はしているけど、結局何をしているのかなというのがよくわからないので、担当されることで皆さんで担当していただいて、オブザーバーで行けるならオブザーバーで行きたい人が行けばいいだけであって。冷たい言い方をするけど毎回、最近そういうことがずっと去年から多いものだから。協力したりとか、したくないではなくて、仕組みとして直接手伝えることにならないのであったら、自由参加にさせてもらったほうがいいかなと思ったりもするんだけど。厳しい言い方をしているが、それも何かこう、今回新しい取り組みを含めて議運以外でも仕事があるのかなのか、議運だけで対応できるのだったら議運でやればいいし、そのぐらいの幅を利かせて、仕組みを変えていくとかしていただけるのなら一生懸命参加したいなどは思うけど。去年のままである。一昨年と同じだというのであれば、個人的には、議会としてやっている意味があるのかなという思いも少しあるので、その辺、議運で検討してもらいたい。今の考えの中で、別に来なくてもいいよというのだったら行かないだけだし、議運としてどう考えているかというのをお願いしたいと思う

議運委員長：去年、鈴木議員と同じ組だったのだけど、鈴木議員はすごく活躍されていたというふうに分析しながら思っていたので、今のご発言は意外な感じではあったが。同じことを考えるのでも、どちらの角度から見るかとか、そういう面ではかなり違うのかなと思いつつ、やはり皆さんに参加していただくところがあったほうがいいのではないかなと私は思っている。以上である。

山本議員：鈴木議員が提案したオブザーバーで参加してればいいのかということと少しだけ繋がるのだけど、この議運でやる9月2日の事前学習とか、議運だけで対応するものの傍聴をしてもいいのかどうかを聞きたかった。

議運委員長：私としては全く問題ないかなと思っているが、会場が高校になるので、一応確認しながらご案内したいと思う。

山下議長：議運の中でまた確認をしてお知らせしたいということでもよろしいか。その他模擬議会に関して質疑ないか。

鈴木議員：質問する前にこれを言わなければならないけど、去年の模擬議会をやって、例えば質問内容をちゃんと精査していなかったとか、被っていたとかいろいろあった。それがすごくあったのだけど、それについての調整というのはされているのかされないのか。先ほどの今の意見に繋がっている。やはり質問事項からしっかりと、学校の先生任せではなくて、去年みたいに、去年の学校の先生がいい悪いではなく、進め方をしていたら本当にただやっているだけになってしまうので高校生もかわいそうだなと思ったりする。だからやはり、しっかりとした打ち合わせを議会としてできるのか、できないのだったら先ほどみたいに、議運で対応して後はもうやればいいのかと思っている。去年みたいなやり方ではなく、何か改善した点とのはあるのかなのかお聞きしたい。

山下議長：議運委員長、今までの学校とのやりとりの経過の説明をお願いする。

議運委員長：細かい詰めを事務局がやってくれているので、事務局から聞いていただく。

事務局長：それでは、私のほうから。今回、先程カレンダーのところに、青いところで新たな取り組み①、②と書いているが、ここが今鈴木議員が言われた、実は昨年までは事前

学習をやった後、一般質問をいただいて、それをそのままスルーしてという言い方は変だけど、そのまま理事者のほうに上げていた。昨年、今鈴木議員が言われたようなご意見があったので、ここの9月30日のところは、新たな試みということで、本番も各議員さんにグループに振り分けてやっていただくので、そこである程度その時点でも、グループと議員さんを分けて割り振りさせていただいて、9月30日までに生徒には一般質問を考えていただいて、そこで議員さんを交えて、ブラッシュアップさせていただいて、それを元に10月7日までに再度まとめていただくということで、実はこの部分は本当に1回増えている。昨年はなかったところである。最後そしてリハーサルは、当日の流れとかの確認をして、また11月4日の本番ということになるので、去年と比べて、取っ掛かりから本番までが多少時間がかかっているのはこの9月30日の部分を足して一般質問、高校生が作ったものについて議員さんにご意見出していただいて、より良い質問に変えていただくということでこの部分を足さしていただいた。昨年いただいたご意見の中で、最後やった後の反省的なものもないということだったので、終わった後に事後反省、どうだったかというのを取り入れさせていただいた。高校にも提案して、去年は特に、こういう言い方がよいかどうかわからないが、担当されている先生も初めてだったのでなかなかやり方とかうまくいかない部分もあったので今年は2年目になったので、その部分も改善されていると思うし、ここで1度事前学習の2回目のところで皆さんに一般質問の精査していただくことによって、より良い質疑になるのではないかとはいっている。以上である。

鈴木議員：分かった。しっかりと協力していきたいと思う。ただし、これ去年の流れからいくと、これ9月2日の事前学習①が一番重要になると思うので、ここでうまくいってないと9月30日に、高校生の流れから言うと、10月7日までには間に合わないと思う。というのは、私も過去に2回ぐらいこの委員長やっているのだから分かっていて、その時は担当の教員に、役場の課長もいらっしやったので、だからすごく進めやすかったのだけど。また同じだけど、これせつかく事前学習をしてこう皆で問題点を考えてやっていくときに気が付いたら。去年みたいに4班のうち3班ぐらいが同じ質問だったか、それはそれでいいのだけど、高校生だから。ただ何かもったいないと、掘り下げるところが。ただ、そういうところも、一番最初のこの問題意識を高校生がやるのがこの9月2日だと思うので、ここさえうまくいけば全部うまくいくと思うので、議運の皆様どうぞよろしく願います。

議運委員長：昨年は人数も多かったのだけど、事前にそれぞれ持ち合わせていたものではなくて、身近なところから題材が出たのかなと思う。一昨年は、一般質問をする前にその生徒たちが公園の見た後のその修繕も自分で経験したりだとか、観光協会の理事としてその会議に参加して、そこでの知識というものを持ちながら一般質問に臨んでいたということで、やはり進め方が大きく違っていたのかなという部分もある。今年については、先生も13名の意欲的な生徒さんがここを選びましたということを知っているので、少し期待しているところではある。

桜井議員：これは新たな取り組みということであるが、昨年はしてなかったということで、新たにこの新しい取り組みであるが、これは元々こういう形でやっていた。それが去年もやってなかったから新たな取り組みって言い方をするのだけども。前はこの事前授業の中で全員で対応していたし、終わった後もしっかり検証していたと。だから、今年はそういうふうにするのであれば、しっかりやっていただきたいと思う。

議運委員長：そのように進めたいと思う。

山下議長：他にないか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ模擬議会、このように進めさせていただくのでぜひご協力のほどよろしく
お願いをする。

(3) 議員会会長からの報告事項について

- ①西部4町議会議員PG大会について
- ②議友会との交流(議員会事業)について
- ③議員会視察研修について

山下議長：続いて、議員会会長からの報告事項がある。その最初に、西部4町の議会議員のパー
ークゴルフ大会について、そして議友会との交流、委員会の視察研修、3項目あるので、まとめてお願いをする。

議員会会長(西山輝和)：西部4町議会議員PG大会(8月26日)の日程と連絡事項、議友会
の事業(9月10日の一般質問初日に傍聴、議友会と議員会との交流事業を9月22日
に開催)に日程と内容、議員会の視察研修(10月9日~10日)の視察先と行程等につ
いて説明。

山下議長：只今、議員会長から3項目あったけれども2項目目、交流会については、町の3役
にも案内をしているので付け加えさせていただく。何か質問あるか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ、こういった内容で議員会の行事を進めて参るので、よろしくお願いをす
る。

(4) その他

- ①今後の日程について

山下議長：続いて(3)番目のその他について、①今後の日程について事務局より説明をお願い
する。

事務局長：それでは(3)その他、①今後の日程である。もう既にご承知のことと思うけれども、
8月28日(木)9時から一般質問通告の受け付けを行う。本文のほか、新聞チラシ用
質問要旨についても同時の提出をお願いする。質問1項目につき40から50字程度と
しているので、提出のほうよろしく願います。質問通告のときに準備されてないので後程という場合も見受けられるが、同時一緒に提出をよろしく願います。以上で
ある。

山下議長：今後の日程の中で、一般質問の受け付けについてこのように進めさせていただく。
特に何かあるか。

(「なし」という声あり)

山下議長：なければ、よろしく願います。そして②番目の町村議長会の研修会について説明
をお願いする。

- ②十勝町村議会議長会議員研修会

事務局長：こちらについても、既にメール等で通知をしていて、集約も進んでいる、10月30日（水）10時半から幕別町町民会館で行われる。内容はスペースコタン株式会社の代表取締役兼CEOの小田切氏による「宇宙産業が拓く十勝地域の可能性」という講演である。当日、町民バスのほうを借りているので、8時20分役場、8時35分支所出発となるので、集合のほうよろしく願います。以上である。

山下議長：十勝の研修会については、既にご連絡済みであるが、このような日程で今回のバスを出すので、よろしく願いたいと思う。

③その他

山下議長：その他で持ち合わせの方がいらっしゃったら、特になければこれで全員協議会を終了させていただく。

（「なし」という声あり）

山下議長：以上で、全員協議会を終了させていただく。

【閉会 14：44】